

令和7年2月1日

## 主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いQ&A

Q1 監理技術者補佐に必要な資格について教えてください。

A1 必要な資格は、次のいずれかです。

- ① 主任技術者の資格を有する者のうち1級の技術検定の第一次検定に合格した者（1級施工管理技士補）
- ② 1級施工管理技士相当により監理技術者の資格を有する者

Q2 契約済みの工事も兼務を認められるか。

A2 対象の要件を満たす契約済み工事においては、「兼務に関する取扱い」について適用する旨を発注者から受注者へ工事打合簿等で指示することにより認められます。

受注者は、兼務を希望する場合には兼務の意思を（口頭も可）発注者へ示し、発注者は速やかに対応してください。

Q3 2件とも契約済みの工事の場合は対象になるか。

A3 契約済み工事同士の場合は、一方の主任技術者又は監理技術者の変更が必要になることから、発注者が主任技術者又は監理技術者の途中交代を認めた場合にのみ可能となります。

Q4 当初設計額(税込)が3億円未満の工事専任特例2号により兼務を認められたが、変更契約で3億円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A4 専任特例2号により兼務を認められた工事については、その後、変更契約で対象金額以上となった場合においても、そのまま兼務が認められます。

Q5 当初請負金額が1億円未満の土木工事専任特例1号により兼務を認められたが、変更契約で1億円以上になった場合は、兼務を解消しなければならないか。

A5 専任特例1号により兼務を認められた工事については、要件の金額を超える場合は兼務を解消する必要があります。

Q6 監理技術者でなく専任の主任技術者の時、兼務は認められるか。

A6 専任特例1号の場合は主任技術者の兼務が認められますが、専任特例2号の場合は主任技術者の兼務は認められません。

Q7 岩手県と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事と兼務できるか。

A7 本県と異なる兼務要件を持つ他発注者の工事であっても、その発注者が兼務を認めた工事との兼務を認めます。

Q8 民間工事と兼務することは可能か。

A8 公共工事に限ります。